

令和7(2025)年度
国立市行政経営方針

令和6(2024)年8月

国 立 市

目次

第 1 行政経営方針の位置づけ	1
第 2 現状と課題	1
経済状況等	
1 日本の経済状況	
2 政府動向	
3 多摩地域と国立市の経済状況等	
国立市行政経営を取り巻く現状	
1 人口動態	
2 市民生活等	
3 行政経営上の課題	
4 財政運営上の課題	
第 3 財政状況（令和 5（2023）年度決算の概況）	8
決算の概況	
第 4 令和 7（2025）年度重点施策の考え方	9
施策推進に当たっての基本的な考え方	
社会経済状況の変化への対応	
行政評価と社会的ニーズに基づく施策の分類	
令和 7（2025）年度行政経営方針のイメージ	
第 5 令和 7（2025）年度の各施策の方向性	1 2
各施策の方向性	
(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）	
(2) 成果の向上を目指す施策	
(3) 現在の成果水準を維持すべき施策	
(4) 市政の推進を支える施策	
第 6 令和 7（2025）～令和 10（2028）年度実施計画の策定について	2 7

【参考資料】

図1 決算額の推移（一般会計）

図2 経常収支比率の推移

図3 地方債残高の推移

図4 基金残高の推移

【行政経営方針策定の経過】

第1 行政経営方針の位置づけ

本方針は、行政評価の結果を踏まえつつ、社会状況やこれまでの市の取組状況を加味し、次年度の施策の取組の方向性を大枠として示すものである。すなわち、施策評価の結果をもとに、現時点での社会的ニーズ、国や都の動向等を考慮し、施策の優先順位を示すとともに、令和7(2025)年度予算編成方針及び令和7～10(2025～2028)年度実施計画策定に向けた市の施策の方向性と重点施策を示すものである。

市の行政組織のすべての構成員に課せられた責務は、住民福祉の向上を図るため、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現に努めることである。本方針を踏まえて予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、事業のスクラップアンドビルドを行ったうえで精選した事業を積極的に展開していくこととする。

第2 現状と課題

経済状況等

1 日本の経済状況

(1) 景気判断

我が国の景気は、「このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している」と基調判断されている(月例経済報告 令和6年7月 内閣府)。その理由として、個人消費には足踏みがみられるものの、設備投資及び企業の業況判断は持ち直しており、輸出は横ばい、生産は持ち直しの動きがみられることが挙げられる。

なお、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされている。

(2) 雇用情勢

同じく内閣府の月例経済報告(令和6年7月)によれば、民間職業紹介における求人動向が持ち直しており、就業率は横ばい圏内となっているほか、定期給与及び現金給与総額が増加している。また、日銀短観(6月調査)において企業の人手不足感を示す雇用人員判断DIは、全産業では-35となっており、3月調査に比べて1ポイント不足超幅が縮小した。こうした状況を踏まえて、雇用情勢は改善の動きがみられると示されており、先行きについては、改善していくことが期待される。

(3) 経済情勢

日本銀行の「経済・物価情勢の展望(2024年7月)」によれば、基本的見解《概要》として「先行きのわが国経済を展望すると、海外経済が緩やかな成長を続けるもとで、緩和的な金融環境などを背景に、所得から支出への前向きの循環メカニズムが徐々に強まることから、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。」としている。

物価の先行きについては、生鮮食品を除く消費者物価が令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度は「概ね2%程度で推移すると予想される」とあり、「マクロ的な需給ギャップの改善に加え、賃金と物価の好循環が引き続き強まり中長期的な予想物価上昇率が上昇していくことから」、徐々に消費者物価の基調的な上昇率が高まっていくと予想され、日銀の定める「物価安定の目標」と概ね整合的な水準で推移すると考えられている。

なお、リスク要因としては、「海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、わが国経済・物価を巡る不確実性は引き続き高い。そのもとで、金融・為替市場の動向やそのわが国経済・物価への影響を十分注視する必要がある。とくに、このところ、企業の賃金・価格設定行動が積極化するもとで、過去と比べると、為替の変動が物価に影響を及ぼしやすくなっている面がある。」と示されている。

2 政府動向

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024 ~賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現~」を令和6(2024)年6月に閣議決定した。

(1)本基本方針 2024 の考え方

「我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えて」おり、高水準の賃上げと好調な企業の設備投資の水準を踏まえ、「二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている」との現状認識が示されている。その上で、これまで掲げてきた「新しい資本主義」を基盤として「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」を成し遂げ、新たな経済ステージへと移行させるとしている。なお、本基本方針では、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて、下記の『「新たなステージを目指すための5つのビジョン」からバックキャストしながら、今後3年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていく』こととしている。

- ・ 社会課題解決をエンジンとした生産性向上と成長機会の拡大
- ・ 誰もが活躍できる Well-being が高い社会の実現
- ・ 経済・財政・社会保障の持続可能性の確保
- ・ 地域ごとの特性・成長資源をいかした持続可能な地域社会の形成

- ・ 海外の成長市場との連結性向上とエネルギー構造転換

(2) 当面の経済財政運営と令和7年度予算編成に向けた考え方

当面の経済財政運営については、「春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃金の引上げ、最低賃金の引上げを実行する。その上で、定額減税により、家計所得の伸びが物価上昇を上回る状況を確実に作り出す。あわせて、来年以降に物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、持続的・構造的な賃上げの実現に向けた三位一体の労働市場改革、生産性向上に向けた国内投資の拡大等を通じて、潜在成長率の引上げに取り組む」としている。

令和7年度予算編成に向けた考え方は、「持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を新たなステージへ移行させていく」とともに、「持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする」としている。

3 多摩地域と国立市の経済状況等

(1) 多摩地域の状況

多摩信用金庫経営戦略室地域経済研究所の「多摩けいざい 第109号 2024年8月号」(季刊)によると、6月期の多摩の中小企業の景気動向調査による業況判断については、全ての業種で改善しており、全業種の業況判断は前期より9ポイントの増で、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが5類へ移行した前年同期の景況感を上回る結果となった。業種別では、すべての業種で前期より景況感が改善しているが、特に小売業、サービス業、不動産業の改善幅が大きくなっている。なお、来期(9月期)の全業種業況判断は今期より2ポイントの増となり、引き続きプラス圏のまま推移するとの見通しが示されている。

(2) 国立市内の状況

新型コロナウイルス感染症が令和5(2023)年5月に「5類感染症」へと移行し、国立市内においても様々な活動が以前と同様に実施されるようになっており、まちの賑わいが回復してきている。

一方、全国的に見ると、令和6(2024)年7月の倒産件数は令和4(2022)年4月から28か月連続で前年同月を上回っており、原材料やエネルギー価格の上昇に加え、人手不足による人件費の高騰及び金利上昇なども見込まれるため、いわゆる「ゼロゼロ融資」の返済開始に伴う負担増も含め、これらの動向の市内中小企業への影響を注

視する必要がある。

国立市行政経営を取り巻く現状

1 人口動態

(1) 国立市の人口動態

令和6(2024)年8月1日現在の本市の人口は76,176人(前年同月比 6人)であり、横ばいとなっている。

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」においては、本市の人口は2025年まで増加を続けると推計されている。その後は減少基調となり、2050年において対2020年比97.1%という総人口指数が示されている。また、令和元(2019)年に実施した国立市住民基本台帳人口に基づく独自推計では、令和2(2020)年から令和7(2025)年頃がピークとなり、その後ゆるやかに減少すると推計されている。どちらの推計においても、人口構成の面では少子高齢化を受け、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増えるが見込まれている。

(2) 東京都の人口動態

東京都の総人口(住民基本台帳ベース)は、令和5(2023)年中に70,237人(0.51%)増加しているが、そのうち日本人人口は3,933人の増加にとどまった。地域別に見ると、区部は73,813人(0.77%)の増加、市郡部は3,576人(0.08%)の減少となっており、都心回帰の傾向が強まっている。なお、区部ではすべての区が人口増となっているのに対し、市郡部では多くの自治体で人口減となった。

2 市民生活等

(1) 課税状況

国立市の納税義務者数は引き続き増加しており、令和6(2024)年7月1日現在で41,879人であり、過去最多であった対前年同日比+431人と毎年度増加を続けている状況である。これは、定年延長や共働き家庭の増加などが要因として推測される。

ふるさと納税による税控除額は拡大を続けているが、納税義務者数及び給与所得の増加によって、令和5(2023)年度の個人市民税は前年度に比べ約1億7,456万円増の75億1,886万円となった。

(2) 雇用環境

完全失業率は、令和6(2024)年6月現在、全国で2.5%と前年同月比で±0.0ポイントとなっており、小幅に増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移している。また、厚生労働省が発表した「毎月勤労統計調査 令和6年6月分結果速報」によると、現金給与総額は498,884円で前年同月比4.5%の増となっており、増加傾向となってい

る。また、実質賃金については前年同月比で 1.1%の増となっており、賞与（ボーナス）の伸び率が高いことなどから 27 か月ぶりにプラスに転じた。政府は、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現を目指しており、今後も同様の傾向が続くと推測されるが、経済情勢によっては大きく変化する可能性もある。

(3) 市民意識

第 15 回国立市市民意識調査（令和 6（2024）年 3 月）では、「これからも国立市に住み続けたいと思う」市民の割合（「ずっと住み続けたい」「当分住み続けたい」の合計）は 83.1%であり、依然高い水準を維持している。

子育て環境については、18 歳以下の子どもがいる市民を対象にした「国立市は子育てがしやすいと思う」市民の割合（「思う」「わりと思う」の合計）は 66.3%で、くにたち未来共創拠点矢川プラスの開業を始めとする様々な子育て施策を推進していることもあり、前回調査から 0.8 ポイント増加した。

また、令和 6（2024）年 3 月に 30 歳から 59 歳の市民 1,000 人（無作為抽出）を対象に実施した「令和 5 年度現役世代アンケート調査」では、これからも国立市に住み続けたい現役世代の割合は 85.2%となっており、市民意識調査とほぼ同水準であった。行政（国立市）に力を入れてほしい分野（複数選択）については、「医療・社会保障（26.8%）」と「子育て支援（26.8%）」が最も多く、次いで「道路、下水道、公園等のインフラ整備・維持管理（23.0%）」、「学校教育（19.5%）」の順となっている。

3 行政経営上の課題

(1) 子育て・子育て支援

令和 5（2023）年の国立市における出生数は 410 人となり、コロナ禍により減少した出生数に回復は見られない。日本が成熟社会となりつつあるなか、将来を担う子どもたちが健やかに成長し、豊かな教育が保障される環境を整えていくことが必要となっている。これまでも妊娠前からの切れ目のない支援を進めるとともに、「非認知スキル」の向上の視点から子どもの生きる力を伸ばす施策を推進し、子どもの権利を保障する（仮称）子ども基本条例の制定に向けて取り組んできた。引き続き、国や都の動向を注視しつつも、子育て・子育て環境の充実に向けて取り組みを強化していかなければならない。

(2) 健康まちづくりの推進

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題が目前に迫り、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる 2040 年問題に向けても対策が求められている。医療費や介護保険料など市民の負担が増加する可能性があるほか、財政運営への影響や支援の担い手が不足していく状況も考えられることから、この間取り組んできた地域包括ケアのまちづく

りの経験を踏まえ、「健康・医療・福祉のまちづくり」の実現を目指し、ハード・ソフトを含めた総合的な「健康まちづくり」を推進していかなければならない。具体的には、健康無関心層を含む多くの市民が自然と健康になれる仕組みとしての健康ポイント事業を始め、あらゆる施策において市民がより良い（well-being）生活を送ることができるような取組を進めていく必要がある。

(3) 地球温暖化への対応

世界規模での気候変動は深刻さを増しており、平均気温の上昇や海面水位の上昇などが観測されている。日本においても、気候変動を要因として甚大な被害を及ぼす風水害が増加している。

国立市では、令和3（2021）年に2050年までに「ゼロカーボンシティ」を目指していくことを表明し、令和5（2023）年度に国立市における温室効果ガスの削減と気候変動への適応を推進するための計画として、「国立市地球温暖化対策実行計画」を策定した。将来の世代に豊かで暮らしやすい環境を引き継ぐために、行政が率先して取組を進めるとともに、全市民の協力のもとゼロカーボンシティの実現に取り組んでいく必要がある。

(4) 次世代に引き継ぐまちづくり

人口減少社会の到来が目前に迫る中、国立市が将来にわたって「住み続けたいまち」「選ばれるまち」となるためには、これまで培ってきた「国立ブランド」を大切にしつつ、国立駅周辺地域や南部地域に必要な都市基盤の整備や、市内各地域の特性に応じたまちづくりを進めることで、まちとしての活力や魅力を高めることが求められている。特に、市内の約2割の人口が集中し、市役所本庁舎を始めとした公共施設が多数集積する富士見台地域については、「富士見台地域重点まちづくり構想」に掲げる公共施設の再編と一体的なまちづくりを進めることで、コミュニティインフラ¹を次世代に継承していくことが必要である。

(5) 自治体DXの推進

新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大を契機として、これまでの社会慣習が見直され、多様な働き方の導入や社会のデジタル実装が急速に進む結果となった。国立市では、令和4（2022）年度に「国立市自治体DX推進計画」を策定し、テレワークの導入、オンライン申請の拡充、文書管理システムの導入など、様々な取組を進めていくこととしているが、働き手の不足や超高齢社会といった課題に対応するため、単なる「行政のデジタル化」にとどまらず、業務の進め方を見直すなど行政の「変革」

¹ 地域に暮らす多様な世代の生活、交流を支え、暮らしの魅力を高めるハード・ソフトの生活基盤のこと。

が求められている。

4 財政運営上の課題

令和5(2023)年度決算では、経常収支比率が98.9と前年度に比べ0.2ポイント改善している。その要因としては、物件費及び扶助費の増等により分子となる経常的経費充当一般財源が増加したものの、地方税の増等により分母となる経常一般財源の伸びが大きかったことによる。今後は、引き続き扶助費が大きく増加していく傾向であるほか、第二小学校改築工事等による公債費の増加も見込まれる。また、全国的な賃上げ動向や法改正による人件費の増加、物価上昇による物件費の増加も予想されることから、市税をはじめとする自主財源を確保していくとともに、行財政改革の取組を着実に進め、持続可能な財政運営を行う必要がある。

第3 財政状況（令和5（2023）年度決算の概況）

決算の概況

国立市の令和5（2023）年度決算額（普通会計）は、物価高騰対策や少子高齢化の進展に伴う扶助費の増などにより、歳入376億4千万円、歳出369億5千5百万円となり、歳入・歳出とも過去最大規模であった令和2（2020）年度に次ぐ規模となった。

基金は、積立額が9億9千7百万円だったのに対し、取崩額が7億5千3百万円だったことから、基金残高は前年度に比べ2億4千4百万円増の72億2千1百万円となった。また、地方債は、元金償還額が16億9千万円だったのに対し、新規借入額が25億4千9百万円だったことから、地方債残高は前年度に比べ8億6千万円増の118億4千4百万円となった。

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は98.9%と、前年度の99.1%に比べ0.2ポイント改善した。その要因は、分子（経常的経費充当一般財源）が物件費の増等により3億2千1百万円の増となったものの、分母（経常一般財源）が地方税の増等により3億7千万円の増となり、結果的に分子より分母の増が上回ったことによる。

今後の展望についてみると、歳入の根幹である市税については、給与所得の増による市民税の増、開発等による固定資産税の増があったものの、ふるさと納税による財源流出や不透明な景気動向等を鑑みると、どこまで税収増が続くかは不安定な状況にある。一方、歳出については、障害福祉サービス費などの扶助費、高齢化の進展に伴う介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金は引き続き伸びていくことが想定される。また、待機児童対策として認可保育園を近年新設してきたことに伴う児童福祉費関連の扶助費の高止まり、定年延長制度及び会計年度任用職員への勤勉手当支給開始による人件費の増も予想されることから、経常経費は構造的に増加傾向となることが見込まれる。更に、第二小学校建替え等の大規模事業の影響により、今後ますます厳しい財政運営が予想される。国立市が目指すまちの将来像を実現するためにも、引き続き行財政改革を進めていくとともに、あらゆる事業の実施に際しては、経済動向等を注視したうえでその時期や方法について弾力的かつ的確に判断する必要がある。

第4 令和7(2025)年度重点施策の考え方

施策推進に当たっての基本的な考え方

第5期基本構想第2次基本計画に定める29の基本施策を着実に推進する。施策の推進に当たり、基本構想に掲げる基本理念「人間を大切にする」及びソーシャル・インクルージョンの理念の下、効果的に資源を活用し、最小の経費で最大の成果を挙げよう努力する。また、健康まちづくり戦略基本方針に基づき、広義の健康の概念である「ウェルビーイング」をまちづくりの根幹に据え、既に行われている取組及び新たに行う取組について「健康まちづくり」の視点で検討し、取組にその考え方を反映させることにより、健康まちづくりを通じて目指すまちの姿(市民一人ひとりが可能性を高めきらりと輝けるまち)の実現に取り組む。

社会経済状況の変化への対応

社会経済状況の変化は目まぐるしく、そのような中でも市民生活を豊かにするため、行政需要を的確に把握し、対応していく必要がある。そのため、第5期基本構想第2次基本計画に定めのない事項についても、本方針に掲げる方向性に基づき、必要な取組を行うものとする。また、あらゆる行政課題に対応するため、デジタル地域通貨事業等の施策横断的な取組については施策の枠組に捉われず、全庁的に推進する。

行政評価と社会的ニーズに基づく施策の分類

令和7(2025)年度の施策の方向性については、課長層による施策評価における成果等の振り返りを経て、理事者及び部長層による施策優先度評価会議において、成果の向上と維持とともにコストの増加、維持及び抑制の視点から検討し、以下(1)から(3)までの3つの区分に分類した。また、市政の根幹をなす施策や、行政組織の内部管理的な要素の強い施策については、「(4) 市政の推進を支える施策」に分類した。これらの分類のうち、総コストを増加させ成果の向上を目指す施策を重点施策に位置付ける。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコストを削減するとともに歳入増加の取組を行うことにより、全体的な財政フレームを調整していくものである。

(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策(重点施策)

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があるべき水準に達していない又は特に推進すべき施策であると考えられ、成果を向上させるため、厳しい財政状況において施策内の事務事業を見直す前提で、コストの増加を抑えつつ他の施策より優先的に財源を振り向けて取り組むべき分野

の施策

(2) 成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していないと考えられ、施策内の事務事業を見直すことによりコ
ストを増加させずに成果の向上を目指す分野の施策

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一
定の水準に達していると考えられるため、成果を維持しつつも、施策内の事務事
業を見直すことによりコスト抑制を目指す分野の施策

(4) 市政の推進を支える施策

(1)～(3)の施策を推進しつつ、持続可能なまちとしてありつづけるため、その
すべての基礎となる人権・平和を大切にし、性別・性的指向・性自認にかかわら
ず誰もが暮らしやすいまちづくりの推進や、行政組織運営において必要不可欠で
ある財政運営や職員の能力向上、時代の変化にあわせた事務事業の改善、公共施
設マネジメント、情報の保護及び発信等の市政全体を支える基盤となる分野の施
策

令和7(2025)年度 基本施策の方向性

(1)重点施策（積極的に投資する分野）

子ども

学校教育

環境

まちづくり

国立駅周辺

富士見台
地域

南部地域

(2)成果の向上を目指す分野

文化・芸術

コミュニティ
支援

下水道

商工観光

地域福祉

水路

健康・医療

しょうがいし
や支援

公園・緑化

防災

(3)現在の成果水準を維持する分野

社会教育

高齢者支援

道路

スポーツ

ごみ対策

交通

防犯

空き家対策

都市計画

農業

(4)市政の推進を支える分野（持続可能なまち）

人権・平和

行政改革

人事

法務

公共施設マネジメント

男女平等

情報発信

財政

DX

第5 令和7(2025)年度の各施策の方向性

各施策の方向性

(1)優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策(重点施策)

- 3.安心して産み育てられる子育て支援
- 4.すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援
- 5.学校教育の充実
- 17.環境の保全
- 21.魅力あるまちづくりの推進

(2)成果の向上を目指す施策

- 6.文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
- 9.健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
- 11.しょうがいしゃの支援
- 12.支え合いの地域づくりと自立支援
- 13.防災体制の充実
- 15.地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進
- 16.花と緑と水のある環境づくり
- 23.下水道の整備・維持・更新
- 24.商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

(3)現在の成果水準を維持すべき施策

- 7.生涯学習の環境づくり
- 8.スポーツの振興
- 10.高齢期の充実した生活への支援
- 14.防犯対策の強化と消費生活環境の整備
- 18.ごみの減量と適正処理
- 19.道路の整備と適正管理
- 20.交通環境の整備
- 22.地域特性を活かしたまちづくりの推進
- 25.農業振興と農地保全の推進

(4)市政の推進を支える施策

- 1.人権・平和のまちづくりの推進
- 2.女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現
- 26.変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営
- 27.情報の積極的な発信と共有・保護
- 28.将来にわたって持続可能な財政運営
- 29.公共施設マネジメントの推進

(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

<子ども・教育>

これまで待機児童解消に向けた取組や子ども総合相談窓口の開設など、子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに取り組んできた。令和5(2023)年4月開業のくにたち未来共創拠点矢川プラスでは、多世代が交流しつつまちぐるみで子育てを行う拠点として、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携しながら市の目指す幼児教育のさらなる推進を図る。また、令和7(2025)年7月開業予定の子育ち・子育て応援テラスにおいても、子どもの主体的な成長を育むとともに、幼児教育及び子育て支援の環境の向上を図る。さらに、学校教育においては学校・学級における包摂力の向上を図る。引き続き、子育て期の世帯を対象とする更なる支援の充実、幼児教育の推進、一人一人がその子らしくいられる教育に向けて次の施策を推進するとともに、耐用年数の迫る施設等の整備・更新にも適切に対応する。

<基本施策3 安心して産み育てられる子育て支援>

年少人口減少等の影響による定員割れに対する支援について、継続して市内保育・幼児教育施設と協議する。また、各施設と連携し、多様な他者との関わりの機会の創出事業等の子育て支援策の充実について検討を進める。

○全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を有するこども家庭センターの設置に向けて取り組むとともに、児童福祉と母子保健の支援体制の連携強化に努める。

○医療・保健・福祉・教育・療育の連携を目指した医療的ケア児の支援体制の構築に向けた検討を進める。

○くにたち未来子どもの夢・未来事業団との発達支援事業における連携協定に基づき、広く子どもの発達や支援に関する市民の理解を深める。

産前産後の身体的、精神的な負担軽減のため、産後ケア事業や要支援家庭へのヘルパー派遣事業を実施し、産前産後支援の充実を図る。

令和7(2025)年7月開設予定の国立駅南口子育ち・子育て応援テラスについて、開業に向けた準備及び開業後には施設の管理運営を行う。

くにたち子どもの夢・未来事業団の運営支援を行うとともに、同事業団へ移管された矢川保育園の民営化による人的・財的効果及び保育内容の評価検証結果を踏まえ、2園目以降の民営化の方針などを盛り込んだ(仮称)第二次保育整備計画の策定に向けた取組を進める。

<基本施策4 すべての子どもが自分らしく生きられる子育ち支援>

令和6(2024)年度制定予定の(仮称)子ども基本条例に基づき、子どもの権利

の理解促進に関する機運醸成や更なる子どもの良好な環境づくりの取組を進める。

令和5(2023)年4月に開業した矢川プラスに設置されている幼児教育センターにおいて、市内の保育・幼児教育施設での保育・教育の質の向上を図るための研究・研修事業を充実させる。

- 乳幼児期から「非認知スキル」の向上の視点を取り入れ、子どもの力を伸ばす幼児教育推進プロジェクトについて、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携・協力しながら拡充を目指す。

不登校状態にある児童・生徒への支援については、当事者が自身の生き方について多様な選択肢があることを認識し、自身にあった生き方が選択できるようにすることが大切である。そのための家族支援や当事者への訪問支援、居場所支援などについて、教育機関や地域団体とも連携を進めながら展開を図る。

子ども人権オンブズマンによる子どものための相談体制が整備され、周知・啓発を行っている。子ども人権オンブズマンへの子ども自身からの相談を受けやすくするための工夫を行うとともに引き続き周知・啓発を行う。

<基本施策5 学校教育の充実>

児童・生徒一人当たり1台のタブレットPCの更新について必要な対応を行う。また、デジタル教科書を活用することで、児童・生徒にとってより分かりやすい魅力ある授業を進めるとともに、端末を家庭に持ち帰る機会を増やすこと等を通して、個別最適な学びなどの次世代の学校教育を実施する。

国立市固有のインクルーシブ教育について、保護者、市民、教職員からの丁寧な意見聴取、学校・学級の包摂力向上等に取り組むことで、一人一人がその子らしくいられる教育を目指す。

学校と地域住民などが力を合わせ、学校の諸課題に対応し、子どもたちのよりよい環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すため、コミュニティ・スクール導入校を支援するとともに、コミュニティ・スクール導入計画に基づき、新たに4校に導入する。

国立第二小学校の建替えについては、既存校舎の解体工事を完了させるとともに、新体育館棟の建設工事を進める。また、他の市立小中学校についても、建替えの時期等について検討を進める。

学習環境を向上させるため、引き続き非構造部材耐震化対策等工事などの施設整備を進める。

令和5(2023)年8月30日より給食提供を開始したくにたち食育推進・給食ステーションでは、衛生管理を徹底し、安心安全でおいしい給食を提供するとともに、市の食育拠点の一つとして、他部署との連携等により、食育事業の推進を図る。

○学校給食における国立産野菜の供給率上昇に向けた取組を推進する。

給食費について、物価高騰の影響や国や都の動向を踏まえた上で無償化に向けた検討を進める。

<環境>

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題であり、その要因である温室効果ガスの削減は喫緊の課題となっている。全世界的にゼロカーボンの実現を目指すなか、将来の世代に豊かで暮らしやすい環境を引き継げるよう、2050年までのゼロカーボンシティ実現を目指し取り組む。

<基本施策 17 環境の保全>

ゼロカーボンシティの実現に向け、令和5(2023)年度策定の「国立市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス削減に向けた対策を推進するとともに、気候変動適応策として激甚化する災害への備えや熱中症予防など特に夏季の高温対策を推進する。

民生部門のCO₂排出抑制に向け、省エネ・創エネ関連設備に対する補助制度の活用に向けた周知等を行う。

再生可能エネルギー100%使用電力の導入を推進し、自ら率先的な取組を行う。森林環境譲与税を活用し、友好交流都市である北秋田市とのカーボンオフセットの取組を行う。

環境ネットワーク会議の開催をサポートし、環境等団体間の情報共有、連携等に努める。

<まちづくり>

緑あふれる景観や自然、個性ある賑わいは国立市の大きな魅力のひとつである。今後、活力のあるまちとして持続的に発展し、国立ブランドを高め、シビックプライドの醸成による「住み続けたいまち」に向けて、国立駅周辺地域、富士見台地域、南部地域のそれぞれの持つ魅力を高めるまちづくりを推進する。

<基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進>

国立駅南口周辺地域については、旧国立駅舎周辺の広場空間、円形公園及び南口ロータリーを含めた国立駅南口駅前広場の実施設計を進める。

国立駅周辺道路について、東第1号線の電線共同溝工事を行う。

富士見台地域のまちづくりについて、令和3(2021)年5月に策定した「富士見台地域重点まちづくり構想」に示す「重点プロジェクト」の推進に向け、市民が

主体となったまちづくりの機運醸成を図る取組等を行い、個性的かつ魅力的で持続可能なまちづくりを目指す。

「国立市南部地域整備基本計画改定版」に基づき、南部地域の基盤整備を進め、地域資源である農地、緑、水資源を保全、活用し、また歴史・文化・自然環境を活かして南部地域のまちづくりを推進する。

「市民生活を支える道路整備の推進」のため、市道優先整備路線の整備を進めるとともに、日常生活に密着した区画道路では生活の利便性向上、歩行者・自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、消火活動の円滑化等を目的に、幅員4メートル未満の狭あい道路整備のための制度を活用して、狭あい道路の解消に向けた取組を進める。

健康・医療・福祉のまちづくりの推進のため、JR南武線の谷保駅から立川駅間の連続立体交差化計画について、事業主体である東京都が令和5(2023)年度に都市計画の素案を作成した。これに合わせ、市では都市計画道路3・4・14号線の整備を推進するとともに、矢川上土地区画整理事業の見直し、区画整理区域に計画区域が含まれる矢川上公園拡充整備並びに矢川駅周辺まちづくりに取り組む。

(2) 成果の向上を目指す施策

<基本施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護>

寄贈を受けた旧本田家住宅の貴重な文化財については、保存活用計画を策定し、令和2(2020)年3月には東京都指定文化財に指定された。令和7(2025)年度に復原工事の完了、開業に向けた準備を進める。

国立市文化芸術条例及び国立市文化芸術推進基本計画に基づき、文化芸術施策を推進するため、事業を展開する。

市民が文化芸術とつながる機会を充実させるため、市民団体等が主催する文化芸術イベントに対する支援を行う。

<基本施策9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化>

これまでの行政の取組を「健康」の視点から捉え直すとともに、健康まちづくりプランに基づき、より良い生活を送るための仕組みをまちに取り入れていくことで、伸び続ける医療及び介護需要の適正化、市民の健康度を向上させることを目指す。

○令和6(2024)年度に行う市民意識調査の結果等を踏まえ、第3次国立市健康増進計画を策定する。

デジタル地域通貨「くに Pay」のプラットフォームを活用し、健康づくりに関するインセンティブとして健康ポイントを付与し、市民が自発的に運動や健康に資する取組を行う機運を醸成する。

生活習慣病、フレイル(虚弱)、感染症などを自分ごととして考え、主体的に健康悪化予防のための行動が取れるよう、市民のヘルスリテラシー向上に取り組む。高齢者の医療、健診、介護情報等を分析し、客観的なデータに基づいた適切な介護予防の取組を実施することにより健康寿命を延伸するよう、保健事業と介護予防事業の一体的実施に取り組む。

地域医療計画に基づき、医学的処方のみならず、地域とのつながりや活動等の紹介を通じ健康を維持・改善するための「社会的処方」の普及に向けた取組を行う。

<基本施策11 しょうがいしゃの支援>

次期国立市しょうがいしゃ計画及び国立市しょうがい福祉計画に基づき、各種支援施策を推進する。

市内障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりを推進する。

しょうがいのある方の一般就労の実態把握に努めながら、就労支援を実施する。介護人材不足に対応するため、地域参加型介護サポート事業、移動支援事業の改善に取り組む。

令和5(2023)年度に制定した国立市手話言語条例に基づき、手話言語の理解促

進のための取組を推進する。

○くにたち児童発達支援センターを中心に、他部署と連携しながら発達しょうがい児への支援を充実させる。

<基本施策 12 支え合いの地域づくりと自立支援>

個々の生活課題に応じた支援プロセスを通じて支え合いの地域づくりを目指す。特に、再犯防止、成年後見制度利用促進等の個別の課題に対し、関連する計画の策定を進めることにより、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

様々な支援団体等と連携し、状況把握及び生活困窮者の自立支援の充実を図る。地域づくりや地域での福祉的課題の解決を支援するため、国立市社会福祉協議会に引き続き CSW を配置するとともに、子どもの貧困対策、農園を活用した社会参加支援等を行う。

令和 4（2022）年度に策定した国立市第三次地域福祉計画に掲げた施策を推進する。

住宅確保要配慮者の居住支援に関し、不動産事業者等との連絡会を活用しつつ、住宅確保要配慮者の居住支援の取組を進める。

<基本施策 13 防災体制の充実>

「国立市総合防災計画」、「国土強靱化地域計画」及び「減災対策推進アクションプラン」や、能登半島地震の教訓を踏まえ、防災・減災対策を推進する。

国立市備蓄計画に基づき、生命維持に不可欠な品目から重点的に防災備蓄品の確保を進める。

木造住宅等の耐震化を促進するため、国立市耐震改修促進計画の見直しを行う。避難行動要支援者名簿を活用した訓練等を行う。また、災害時には、認知症や難病患者等の医療的ケアが必要な被災者が発生し、避難所や医療の提供、医薬品の確保等が必要となるため、支援のニーズについて調査・研究を進めるとともに、対応策について検討を行う。

<基本施策 15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進>

地域コミュニティの活性化、多文化共生社会の実現に向け、取組の更なる充実を目指す。

社会的孤立や災害時対応など、地域の支え合いが必要な様々な地域の課題に対応できるように、国立市社会福祉協議会と連携し、くにたち地域活動支援室を活用することで地域活動を支援するとともに、地域活動主体間の連携を促進する。

市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、協働の取組

を推進するとともに、地域課題解決の担い手としてのソーシャルビジネス支援の検討を行う。

○自治会、町内会加入促進に向けて引き続き取り組む。

<基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり>

「花と緑のまちづくり協議会」をはじめとする市民や団体と協働で各種事業を展開し、参加者同士のコミュニティの形成及び花と緑のまちづくりを進める。

令和 6（2024）年度に改定する緑の基本計画を踏まえ、緑の保全、みどり率の維持・向上に向けた取組を推進する。

崖線の維持管理方針に基づき、適正な維持管理を進める。

老朽化ブロック塀撤去助成事業とあわせて生垣化へと誘導することにより、まちの安全性向上だけでなく緑化の推進も図る。

雨水浸透ますの設置助成事業を継続して実施するとともに、地下水かん養に向け、市内湧水量実態調査の結果を踏まえた取組を検討する。

施設の老朽化が進む公園について、公園施設長寿命化計画に基づき、公園トイレの洋式化を始めとする施設更新を進める。

○市内水路の健全度を調査し、補修の緊急度、長寿命化に向けた補修手法を検討するため、水路台帳の整備に取り組むほか、修繕の必要な水路工事を行う。

<基本施策 23 下水道の整備・維持・更新>

「国立市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、第 2 期分の改築工事を実施するほか、第 3 期分の管路内調査を実施する。

令和 2（2020）年 4 月 1 日から下水道事業は地方公営企業会計に移行した。これに伴い、安定的な下水道事業の継続を図るため、令和 2（2020）年度に策定した

「国立市下水道事業経営戦略」に基づく事業運営を行う。

令和 6（2024）年度に策定予定の「国立市雨水管理総合計画」に基づき、分流区域の雨水管未整備地域における雨水管整備の設計を進める。

<基本施策 24 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化>

再築された旧国立駅舎を積極的に活用するとともに、商店街を超えた店舗の連携を促進させる補助制度を活用し、にぎわいの創出や来街者の増加を狙う。

伴走型の中小企業支援として、売上向上に向けたコンサルティングをワンストップで行う、「くにたちビジネスサポートセンターKuni-Biz」を中心に市内中小企業の支援を行う。

市内商工・観光関連団体を支援し、連携することや、デジタル地域通貨「くに Pay」により市内経済の活性化を図る。

国立市観光大使や、市有施設等をロケーション撮影に活用するフィルムコミッション事業を通じ、市内外からの興味、関心を集めるとともに、実際に市を訪れる人数の増加を図る。

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

<基本施策7 生涯学習の環境づくり>

国立市生涯学習振興・推進計画に基づき、関係機関と連携しながら事業を行う。公民館主催事業や講座等を中心に市民の学習意欲の向上を図るとともに、学びを地域社会に還元できる取組を推進する。また、若者支援事業や中高生の学習支援事業などを実施する。

第四次国立市子ども読書活動推進計画に基づき関係機関と連携しながら事業を行う。

- 社会教育関連施設の連携により、公民館70周年、郷土文化館30周年を記念する事業を実施する。

<基本施策8 スポーツの振興>

身近に行えるスポーツであり、健康づくりの方法として、ウォーキングや各種体操の普及に取り組むほか、誰もが遊び、運動することができるよう、公園への健康遊具やインクルーシブ遊具の設置及び管理に取り組む。

くにたち文化・スポーツ振興財団、国立市スポーツ協会、地域スポーツクラブ「くにたちエール」などと、地域におけるスポーツの振興を図る。

<基本施策10 高齢期の充実した生活への支援>

地域包括ケアシステムを発展させていくため、医療と介護の連携、フレイル予防や生活支援、意思決定支援などの取組を進める。

地域包括ケア計画（第9期介護保険事業計画、第7次高齢者保健福祉計画）に沿って各事業に取り組む。

- 住み慣れた場所に住み続けることができる地域を目指し、住まい相談・住替え支援のあり方等について検討する。

<基本施策14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備>

高齢者に対する特殊詐欺を未然に防止するため、立川警察署や国立市防犯協会等の関係機関と連携を強化するとともに、効果的な対策を推進する。

- 児童・生徒が危険を予測し回避する能力等を育てるため、安全教育の充実を図る。市民が自らの自覚と判断により消費者トラブルを回避できるようにするため、相談の実施や注意喚起・情報発信を強化することで、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指す。

<基本施策18 ごみの減量と適正処理>

EPRを柱とした5Rを推進することにより、ごみの発生抑制・責任主体による資源

- 化を推進し、国立市を環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指す。
家庭系ごみ及び事業系ごみの減量及び再資源化を促進する。
食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減の取組を推進する。
○安定的に環境センターを運営するため、施設・設備の保全に取り組む。

<基本施策 19 道路の整備と適正管理>

- 国立駅周辺の道路等について、東第1号線の電線共同溝工事を行う。
都市計画道路3・4・8号線の整備について、関連する都市計画道路事業の進捗に
合わせ事業を進める。
道路等長期修繕計画に基づき、計画的に整備を行う。

<基本施策 20 交通環境の整備>

- 交通安全計画に基づき、交通安全対策・啓発活動を立川警察署・交通安全協会・
学校関係者等と協力し推進する。
○道路区画線、道路反射鏡、LED街路灯等の整備・修繕を行うとともに、通学路点
検等で指摘を受けた危険箇所についての対策を行う。
自転車の通行環境空間の整備や自転車活用推進を図るため、自転車安全利用促進
計画に基づき、自転車活用事業の推進及び自転車通行環境の改善を進める。
○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画を策定
し、地域における公共交通のニーズを踏まえた取組を推進する。

<基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進>

- 宅地化や都市計画事業が進行した地域において、基盤整備の状況に応じた適切な
土地利用を実現するため、見直しに関する方針を基に住民の合意形成を図りなが
ら、用途地域等の見直しを行っていく。
現状の良好な景観を保全するとともに、国立らしい街並みや景観をさらに向上さ
せていくため、国立市景観づくり基本計画に基づき、大学通り沿道地区（商業・
業務地区）の重点地区指定に向けた取組を進める。
○令和6（2024）年度に策定予定の景観づくりガイドラインを活用し、国立の景観
特性に基づいた良好な景観の保全や景観づくりを誘導する。
地域の特性を活かした住みよいまちづくりを実現するために、まちづくり条例に
基づく地区まちづくり計画の策定に向けた取組を進める。
令和6（2024）年度に策定予定の空き家等対策計画に基づき、空き家の適正管理の
指導強化等に取り組む。

<基本施策 25 農業振興と農地保全の推進>

第3次農業振興計画にて決定した優先テーマについて、中間評価の結果を踏まえつつ、順次取り組んでいく。

地産地消に向け、市民への「くにたち野菜」のPRによる販売促進、学校給食における国立産野菜の供給率上昇に取り組む。

- 都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借を促進するため、農業者の貸借に関する意向調査結果を基に生産緑地マッチング支援事業を推進する。

(4) 市政の推進を支える施策

<基本施策1 人権・平和のまちづくりの推進>

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例に基づく人権平和基本方針、令和7(2025)年度策定予定の推進計画に基づき、人権・平和のまちづくりの取組をさらに推進する。

総合オンブズマン制度の一層の周知、定着を図り、子どもの人権オンブズマンでは子どもが相談しやすい体制づくりを検討する。

「平和の尊さ」、「戦争の悲惨さ」を継承していく事業のみならず、様々な手法を用いて、平和について考える機会を提供することで若年層の関わり拡大に取り組む。

多摩地域における平和文化の振興のため、平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議を開催し、戦後80年に向けたネットワーク連携事業を実施する。

<基本施策2 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現>

「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に関し、市民、教育関係者、企業に対して理解促進を図る。

第6次ジェンダー平等推進計画に基づき、ジェンダー平等の視点を取り入れた施策の推進を図る。

「くにたち男女平等参画ステーション パラソル」において、市民のニーズを捉えた相談事業及び啓発事業を実施する。

令和6(2024)年度に策定予定の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における市町村計画に基づき、女性パーソナルサポート事業等の困難な課題を持つ女性の自立支援策を充実させていく。

<基本施策26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営>

デジタル地域通貨「くに Pay」を市内へ流通・市民生活へ浸透させるため、本施策の枠組に捉われず、市が実施する様々な分野の事業にデジタル地域通貨を活用することで、市民の行動変容を促すとともに、市内消費促進による市内経済の好循環を目指す。

第5期基本構想第3次基本計画の策定及び行財政改革プラン2027の見直しを行う。

令和4(2022)年度に見直しを行った「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に基づき、引き続き定員管理及び時間外勤務の適正化を進める。

令和2(2020)年度に改定した人材育成基本方針に基づき、人事評価を連動させた体系的な能力開発を行う。

「国立市DX推進計画」に基づき、内部事務のデジタル化、行政手続のオンライ

ン化、テレワークの推進、デジタル人材の育成等の取組を進め、自治体 DX の推進を図る。

北秋田市、イタリア共和国ルッカ市との都市間交流については、地域間の連携による課題解決、多文化共生社会の実現、国立市の魅力の再発見・課題の再認識、文化・芸術振興及び産業振興等に資するため、引き続き具体的な交流事業を検討・実施する。

持続可能な行政運営を行うため、デジタル化の推進、必要な設備や人員の配置、職員の勤務体系や内部制度の構築を実施し、危機対応力を向上させるとともに行政機能を維持する。

<基本施策 27 情報の積極的な発信と共有・保護>

市の広報をより推進できるような仕組みを研究する。

災害等の非常時対応として、風水害対応マニュアルに基づく情報発信体制の把握や確認を行う。

各課で保有している行政データをオープンデータとして整理し、広く公開していく。

<基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営>

今後の財源不足に対応するために策定する令和 6（2024）年度行財政改革取組方針に示す取組を進めるとともに、税を始めとする歳入の動向を注視しつつ、市政推進のための財源確保に努める。

令和 4（2022）年度に見直しを行った「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」の年次計画を達成できるよう取組を進める。

適正な市税等徴収業務を行うとともに、市債権についても「地方自治法」、「国立市債権管理条例」に基づいた適正な管理を行う。

電子申告及び地方税共通納税のさらなる推進を行う。

<基本施策 29 公共施設マネジメントの推進>

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画である「公共下水道ストックマネジメント基本計画」、「道路等長期修繕計画」、「公園施設長寿命化計画」、「学校施設整備基本方針」、「公共施設再編計画」について、関連する施策等と連携しながら、計画を基にした取組を進める。

公共建築物やインフラ施設の安心安全の維持に努めるとともに、公募型市場調査など広く民間事業者の考えを聴く機会や、ノウハウ等を活かせる環境づくりなど公民連携の推進を図り、財源の創出やコストの縮減、市民サービスの向上へ向けた取組を進める。

「富士見台地域重点まちづくり構想」を踏まえ、市役所本庁舎を始めとした公共施設の再編について、方向性等の検討を進める。

給食センター跡地について、会議室棟の整備を進めるとともに、民間事業者による利活用についても推進する。

第6 令和7(2025)～令和10(2028)年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。第5期基本構想及び同構想第2次基本計画に掲げるまちづくりの目標を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

令和7(2025)年度から令和10(2028)年度までの4か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。

毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。

経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。

本経営方針に基づき、4か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。

今後策定する中期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

(4) 計画事業の見積もりの考え方

下記の事業について見積もること。

ア．本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業

イ．本行政経営方針において成果の向上を目指す施策のうち、施策内の事務事業の見直しをあわせて行うことのできる事業

ウ．前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業

エ．その他、真に必要な政策性のある事業

計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、ソーシャルインクルージョンの理念の下、その目的、内容及び実施方法等を検討すること。

事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討するとともに、費用(コスト)対効果(サービス)の十分な検討を行うこと。特にコストについては、中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積もりを行うこと。

財政状況については健全化の努力を行っているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また老朽化した市有施設の改修などの費用を考慮すると、まだ予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。特に、物価高騰等の影響により、社会経済状況の見通しが不透明であることから当面の歳入減と歳出増のリスクを考慮する必要があるため、事業実施の必要性及び時期について厳しく精査を行うこと。

計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにしたうえで見積りを行うこと。

人件費比率が他市と比較して最も高い水準となっており、抑制を図る必要があることから、新規事業や拡充を行う事業を企画するに当たり、正規職員のみならず会計年度任用職員についても人員増を前提としないように見積りを行うこと。

行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについて積極的に検討すること。また、令和6(2024)年度行財政改革取組方針又は国立市行財政改革プラン2027に示す取組を積極的に推進すること。

新規計画事業の予算については、実施計画として採択されたものにつき各年度当初予算に計上することを原則とし、計画事業相当の事業について年度途中の補正予算で対応するものは法令や国・都制度の改正等によるものや、真に緊急やむを得ない場合に限るものであること。

上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。

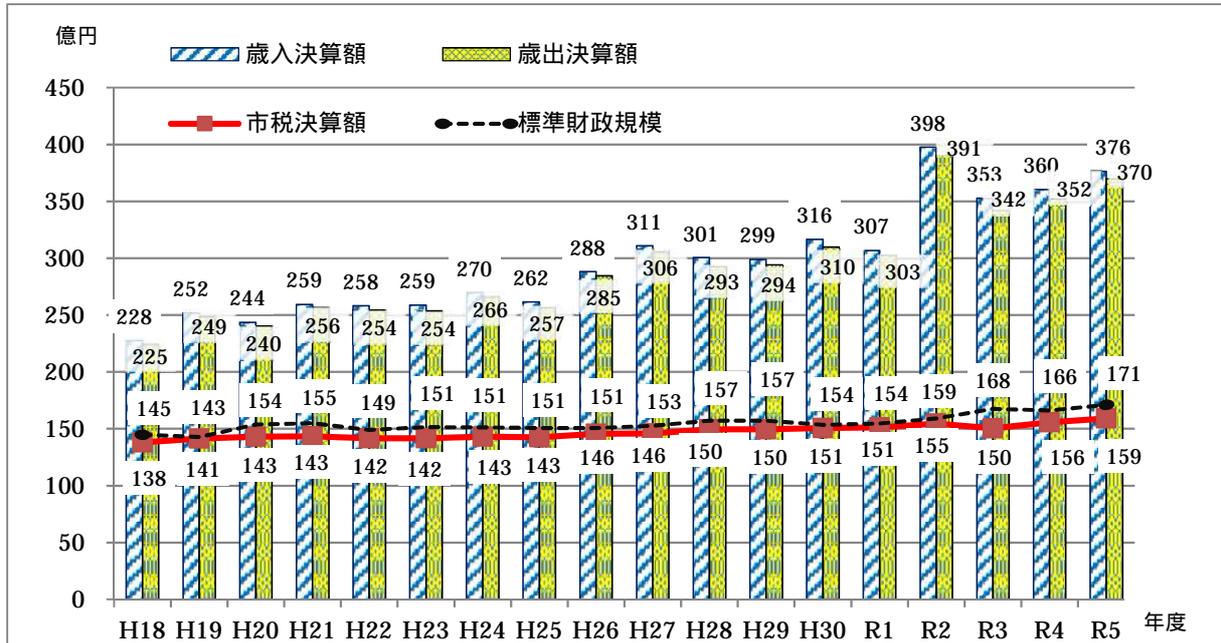
ア．行政、市民、NPO等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。

イ．受益と負担の均衡に配慮すること。

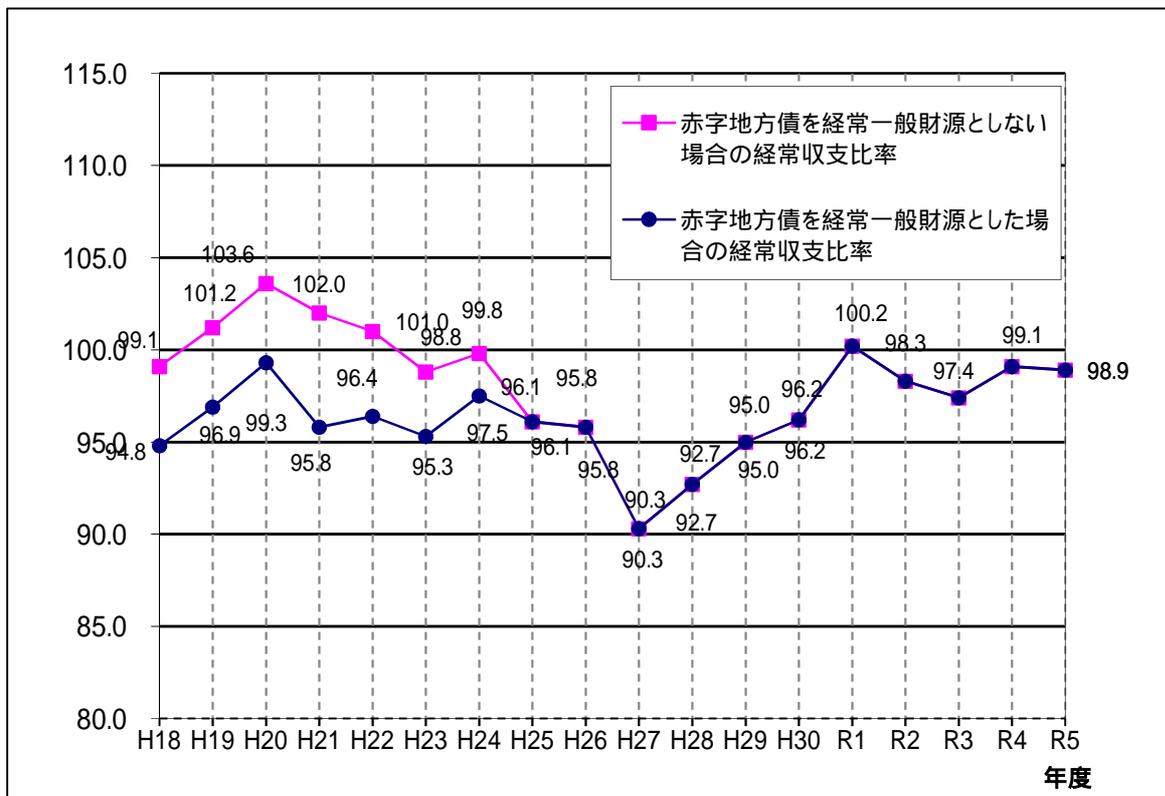
ウ．市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。

【参考資料】

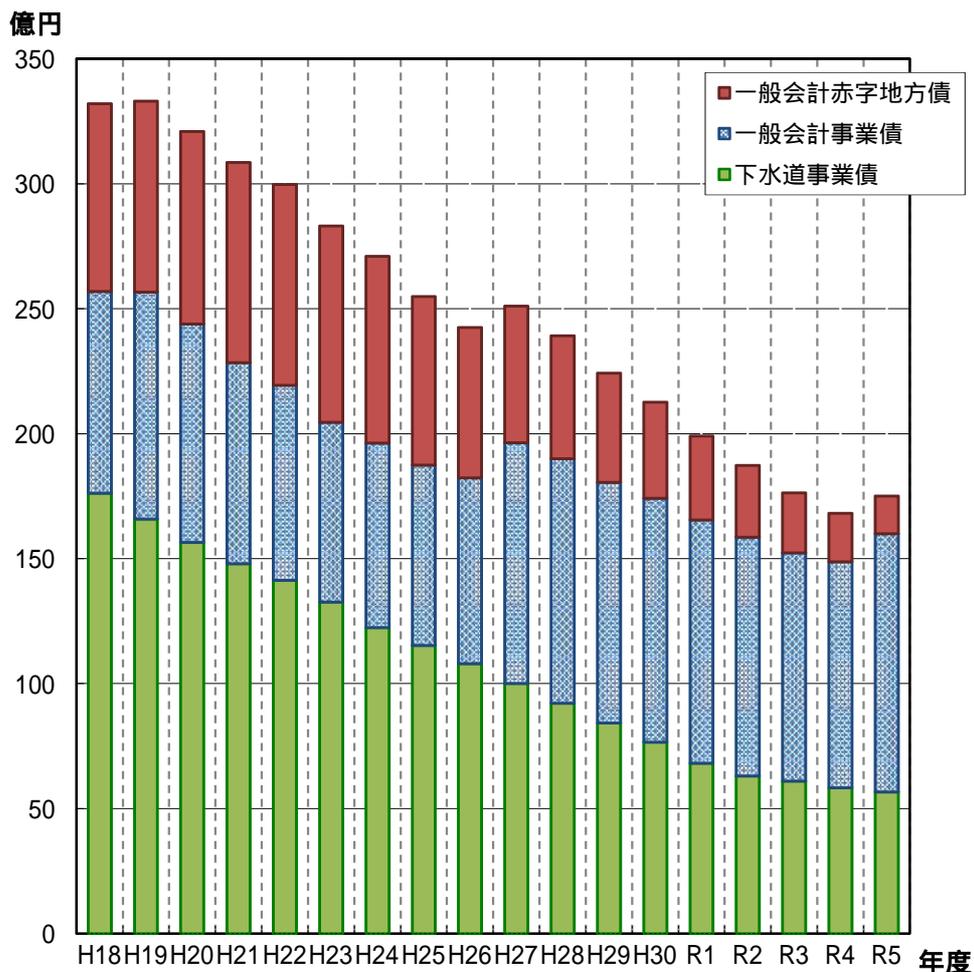
【図1 決算額の推移（一般会計）】



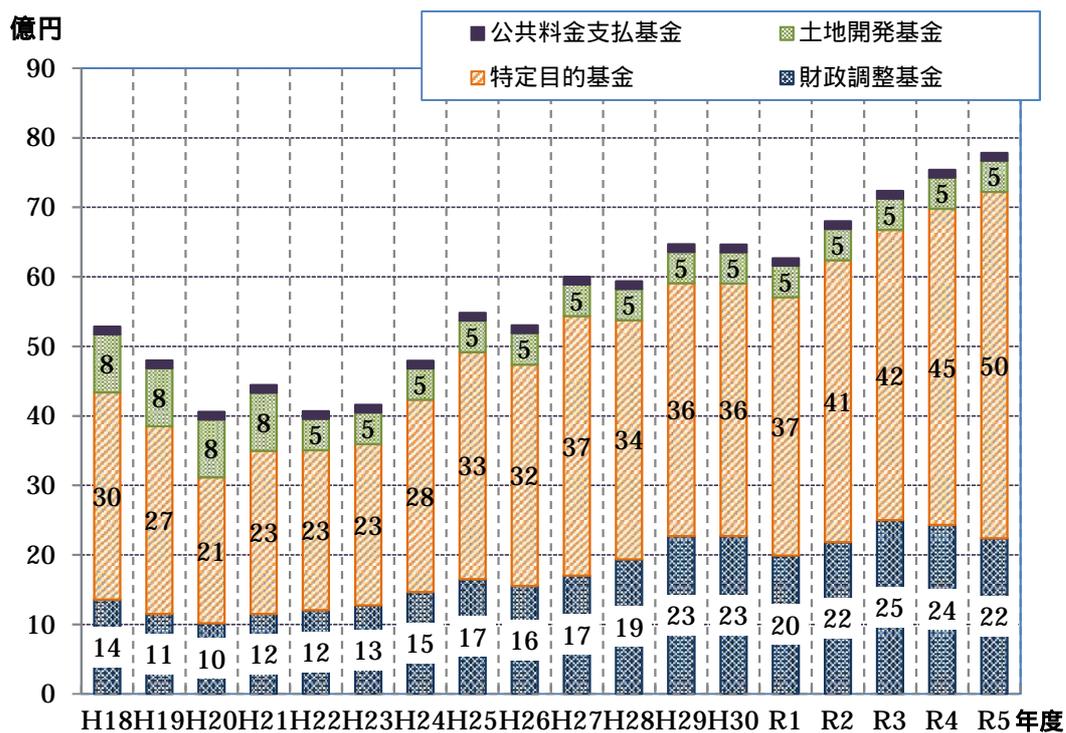
【図2 経常収支比率の推移】



【図3 地方債残高の推移】



【図4 基金残高の推移】



【行政経営方針策定の経過】

日 時	内 容
令和6年4月～	<p>【事務事業の振り返り、評価】</p> <p>各課が事務事業一覧表を作成した。</p> <p>○各課が事務事業マネジメントシートを作成することにより事務事業評価を実施した。</p>
令和6年6月27日 ～7月11日	<p>【施策評価】</p> <p>基本計画に定められている全29施策について施策ごとに令和5年度の評価及び今後の方向性について議論を行った。</p> <p>○会議出席者：各施策に関係する課長</p>
令和6年7月29日	<p>【施策優先度評価会議】</p> <p>施策評価の結果を受け、各施策の方向性及び令和7年度の重点施策について議論を行った。</p> <p>会議出席者：理事者及び部長職</p>
令和6年8月27日	<p>【庁議】</p> <p>行政経営方針（案）の審議を行った。</p>
令和6年8月29日	<p>【決定】</p> <p>庁議で合意された内容にて正式に行政経営方針として決定した。</p>